

平成 20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会（長崎県）  
第 4 回地域検討会（長崎県） 議事概要（案）

日時：平成 20 年 6 月 4 日（水）13:00～15:30

場所：対馬市交流センター 第 3 会議室

議 事

開会（13:00）

- 1．開会の辞
- 2．資料の確認
- 3．検討員の紹介
- 4．議事

第 3 回地域検討会議事概要及び指摘事項について〔資料 1、資料 2〕

平成 20 年度実施計画(案)〔資料 3〕

クリーンアップ調査及びフォローアップ調査結果概要について〔資料 4〕

その他の調査の進捗状況について〔資料 5〕

地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について〔資料 6〕

質疑・意見交換

- 5．その他連絡事項

閉会（15:30）

配布資料

資料 1 第 3 回地域検討会（長崎県）議事概要(案)

資料 2 第 3 回地域検討会（長崎県）での指摘事項に対する対応(案)

資料 3 平成 20 年度実施計画(案)

資料 4 クリーンアップ調査及びフォローアップ調査結果概要

資料 5 その他の調査の進捗状況

資料 6 地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

（別紙 1）漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ（概要）

（別紙 2）長崎県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組の現状

参考資料 1 今後の調査スケジュール(案)

参考資料 2 総括検討会議事概要(第 3 回)

参考資料 3 漂着ゴミに対する取組事例

参考資料 4 アダプト・プログラム（社団法人食品容器環境美化協会）

参考資料 5 ワーキンググループの設置について

平成 20 年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査地域検討会（長崎県）

第 4 回地域検討会（長崎県） 出席者名簿

（敬称略）

検討員（五十音順、敬称略）		
阿比留 忠明		対馬市廃棄物対策課
糸山 景大		長崎大学教育学部技術教育教室教授
上野 芳喜		（有）対馬エコツアー 代表取締役
上原 幸生		国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所建設管理官室 前任建設管理官
平湯 輝久		対馬海上保安部 警備救難課長
川口 孝範		NPO 法人 環境コンサルティング協会長崎（ECAN） 長崎県地球温暖化防止活動推進センター 理事
小島 裕		しま自慢観光リーダー
多田 樹雄		伊奈漁業協同組合 組合長
豊田 功己		越高地区
長瀬 勉		NPO 法人対馬の底力 代表
永留 秋廣		対馬市廃棄物対策課長
藤原 正晴		対馬保健所衛生環境課長
山田 晴美		長崎県廃棄物対策課 課長補佐
松原 一征		（社）長崎県産業廃棄物協会 副会長 兼 対馬・壱岐支部長
（代理：西山 保）		（ 同 幹事 ）
真名子 良介		比田勝海上保安署 次長
オブザーバー（所属機関名）		
田中 秀		長崎県廃棄物対策課 主任主事
早見 和宏		対馬海上保安部 警備救難
松村 一宏		比田勝海上保安署
環境省		
相山 晋太郎		地球環境局 環境保全対策課
加藤 博己		九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物対策等調査官
佐々木 真二郎		九州地方環境事務所 対馬野生生物保護センター 自然保護官
事務局：日本エヌ・ユー・エス(株)		
佐藤 光昭		環境設計ユニット
木本 秀明		HSE ユニット
高橋 理		地球環境ユニット

注：傍聴者は 2 名。

## < 質疑応答 >

### 議事 1 前回議事概要及び指摘事項について（資料-1、資料-2）

- 1) 資料-1（前回議事概要）および資料-2（第 3 回地域検討会(長崎県)での指摘事項に対する対応(案)）について、質問・コメント等はなし。

### 議事 2 平成 20 年度実施計画(案)について（資料 3）

- 1) 資料 3 について、質問・コメント等はなし。

### 議事 3 クリーンアップ調査及びフォローアップ調査結果概要に関する説明（資料-4）

- 1) ラベル表記による漂着ゴミの製造国の出現傾向をみると、越高地区と志多留地区の出現傾向が若干異なるようだが、どのような要素が考えられるか？  
（事務局）海流や海岸地形の違いなど大きな要因と考えられるが、まだ解析が済んでおらず、今後他のモデル海岸での出現状況と併せて検討する。
- 2) 対馬の 2 ヶ所のモデル海岸において秋～冬の出現量は少ないようだが、島内の他の海岸では同じ時期に多いところもある。実感的なゴミの漂着状況を反映していないのではないかと？  
（事務局）南西に向けたモデル海岸における秋から冬の漂着量はこの程度と推定されるが、海岸地形や湾口の向きなどが異なる海岸によっては冬季に多く漂着することも想定される。今年は梅雨末期（第 5 回）と台風の季節（第 6 回）を対象として、クリーンアップ調査を実施する予定であり、定点観測調査結果も併せて、通年の漂着状況を把握したいと考える。
- 3) 調査結果を見ると、定期的にゴミが少ないうちに海岸清掃を実施しておけば、海岸はきれいに維持できると考えられる。対馬市として、定期的な海岸清掃活動を実施するシステムの構築などは考えられないか？  
（対馬市廃棄物対策課）人が入ることができる海岸については、補助金の利用や地域の協力なども併せて今後検討していきたい。（関連意見：その際は、過疎化と高齢化の進行している集落に対する考慮も考えてほしい。）

### 議事 4 その他の調査の進捗状況に関する説明について（資料-5）

- 1) 定点観測調査によって漂着時期が判ることから、清掃適期の判別のために継続実施を検討してはどうか。また、風向きや海岸線の向きなどを考え、他の海岸でも実施してはどうか。  
（対馬市）役に立つ情報が得られるため、継続が必要かと考える。  
（事務局）今年度は越高地区のみを対象としている。予算が限られていることから、他地点での実施については、写真撮影のボランティアがいれば別途検討したい。（関連意見（NPO）：NPO としては定期撮影の対応が可能である。）
- 2) 台風時期も含め、1 年間継続してみないと漂着状況は把握できない。  
（検討員）海岸にゴミが多く漂着する時期としては、夏の大潮の満潮時で、台風と大風が重なると、海岸上部に堆積していたゴミが再流出する要因があると考えられる。

### 議事 5 地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について（資料-6）および意見交換

- 1) 漂着ゴミの中からプラスチック製品を加工用に集めて販売した場合、トン袋当たり数千円程度の利益が出る。漂着ゴミを単純に予算をかけて運搬・処理するだけではなく、分別・加工することによって有効利用が可能になる。

(座長) リサイクルを考えた場合、継続的な原料の確保が重要となり、規模の論理が必ず出てくる。原料となる程度のプラスチック製品の量が集まるのか。

(NPO) 安定供給については、困難である。ただし、現状の不定期な原料提供でも、運送料が先方持ちのために利益が出る状況にある。

2) 漂着ゴミの清掃に関して、海岸での野焼き跡が確認されることがある。野焼きは原則禁止として、不明な海岸管理者を明らかにした上で、海岸管理者から市民に周知してほしい。

(環境省) 廃掃法では野焼きは全面的に禁止であるが、例外規定もある。たとえ例外的に焼却する場合であったとしても、一般廃棄物あるいは産業廃棄物の処理基準を満たした焼却でないと、措置命令あるいは改善命令の対象になる。適切な対応については、最寄りの保健所に相談してほしい。

(長崎県廃棄物対策課) 海岸管理者については、現時点ではまだ確認できていないため、今後確認させていただきたい。野焼き禁止の周知に関しては、了解した。

3) 対馬周辺の海中に堆積したゴミ(例: アナゴ筒)は調査・回収の対象にならないか。

(事務局) 対馬では海底ゴミを調査対象としないが、瀬戸内海において漁業者の協力を得て底曳網による海底ゴミを対象とした調査を行い、海底ゴミの実態把握を行っている。

4) 対馬を含む離島では、回収した漂着ゴミの運搬・処理に関する問題が大きいと考えられる。同様の状況にあると思われる離島での課題を整理し、優先的な財政措置を検討してもらうなどを提案するのはどうか。

(事務局) モデル地区のうち、沖縄県の西表島では、対馬と同様に島内処理困難という問題があり、減容化による経費削減なども検討している。報告書の作成時には、調査結果や地域検討会での論議を含め、離島での対応策も検討・整理したい。

5) ワーキンググループの設置について

海岸漂着ゴミに関する対策として、各主体での役割分担およびこれらを踏まえた体制づくりがあげられているが、あと2回の地域検討会では具体化が困難と考えられる。そのため、地元の検討員を主体としたワーキンググループを設け、課題の抽出・整理や対応策の検討を行い、これを地域検討会で議論・判断して頂く。これらを通じて、海岸清掃体制づくりを具体的に進めていきたいがどうか。

(検討員・座長) ワーキンググループの設置やNPO法人の立ち上げは、地域の方々が漂着ゴミを自分たちの問題として捉えて活動するという点において望ましいところである。また、フランクに話し合える場作りは重要であり、ワーキンググループで整理した内容を地域検討会で議論を進めて判断することは時間的猶予を考えても望ましいと考える。ワーキンググループで検討した事項を地域検討会にあげて議論するという方式をとることで、ワーキンググループの設置を了解する。

6) 環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金について

人が入れないような海岸の漂着ゴミの清掃には適用できないか。

(環境省) 環境省の補助金は、元来災害廃棄物の補助金であり、廃掃法に基づいているため、“生活環境保全上に支障がある”場合に適用されるものである。「災害」で申請される場合は、過去から溜まっていた分は対象にならない。「漂着」で申請するという方法も考えられるが、先前提を考慮し、生活環境保全上の支障があるという理論構成が必要になると考える。

(事務局)「生活環境保全上の支障」の詳細については、環境省と協議して具体的な例を整理してみたい。

人の入れないような海岸での清掃活動については、補助金適用の対象外だからといって、対馬の海岸環境保全という観点から、漂着ゴミを放置しておいて良いのか。

(環境省) 廃掃法にも限界があり、別な観点からの検討も必要と考える。

この調査は、モデル地区での成果を基に処理・リサイクル方法などを後発地域に展開するためのものとする。このような背景があるならば、補助金については適用できる事例の具体的解説や、もう少し補助金を出しやすい他のシステムなどは考えられないか。

(環境省) このモデル事業で全ての問題が解決できる訳ではなく、問題点をあぶり出し、対応策を考えることが重要と考える。各県の地域検討会や総括検討会での論議を通じて、あぶり出された課題を整理して対策の方向性をどう進めて行くかは今後の話になると考える。

検討会で対応策の方向性を定めて行くために議論すると言うが、地域によって漂着ゴミの量や質が異なることもあり、回収や処理などをするにしても、災害で出せる全国一律の補助金があるというのではなく、地域の実情に見合う具体の対応を早め早めに検討することが大事ではないか。例えば、環境省の補助金のうち、清掃員の送迎バスの費用などについて、どのように申請したら良いかも判らない。

(環境省) 環境省の補助事業の場合の事業主体は、市町村あるいは一部事務組合などであり、対馬で環境省の補助金を申請する場合は対馬市役所が事業主体となって申請することになる。この補助金については、補助事業のために査定という作業が入るため、妥当な支出については全額が支払われるが、不適切な支出については査定を通じて削減されることもある。この補助金を適用しようとする場合は、気軽に相談してほしい。

以上